

小牧市都市計画マスタープラン改定の基本方針

平成 30 年 2 月 13 日

1. 策定の趣旨

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものとされており、本市では、平成 22 年 3 月に現行の「小牧市都市計画マスタープラン」(H29.3 一部見直し)を策定しております。

こうした中、当該マスタープランの計画期間が平成 31 年度に満了となること、さらに、本市の最上位計画となる「小牧市まちづくり推進計画」や愛知県が都市計画法第 6 条の 2 に基づき策定する「尾張都市計画区域マスタープラン」の策定等が行われることなどから、平成 30 年度、31 年度の 2 ヶ年で新たな計画の策定(改定)を行うものであります。

2. 策定の基本的な考え方

策定にあたっては、「尾張都市計画区域マスタープラン」に即すとともに、「小牧市まちづくり推進計画」の策定状況を十分に踏まえ、内容の整合を図るものとします。

3. 策定体制

(1) 市民意見の反映

(ア) 市民アンケート

計画策定をする上での基礎資料とするため、市民の意見を幅広く把握します。

(イ) 市民懇談会（ワークショップ）

地域別のまちづくり方針等を策定するにあたり、市民目線でのご提案など、意見交換を行います。

(ウ) パブリックコメント

計画案※について意見聴取を行います。

※全体構想案

(2) 小牧市都市計画審議会

都市計画法第77条の2及び小牧市都市計画審議会条例に規定される「小牧市都市計画審議会」に対し、計画策定の各段階において進捗状況を報告するとともに、計画案について諮問し、答申を受けます。

(3) 策定委員会

有識者などで構成する「小牧市都市計画マスタープラン策定委員会」に対し、各段階において意見聴取を行い、計画策定に向けた検討を進めていきます。

(4) 市議会

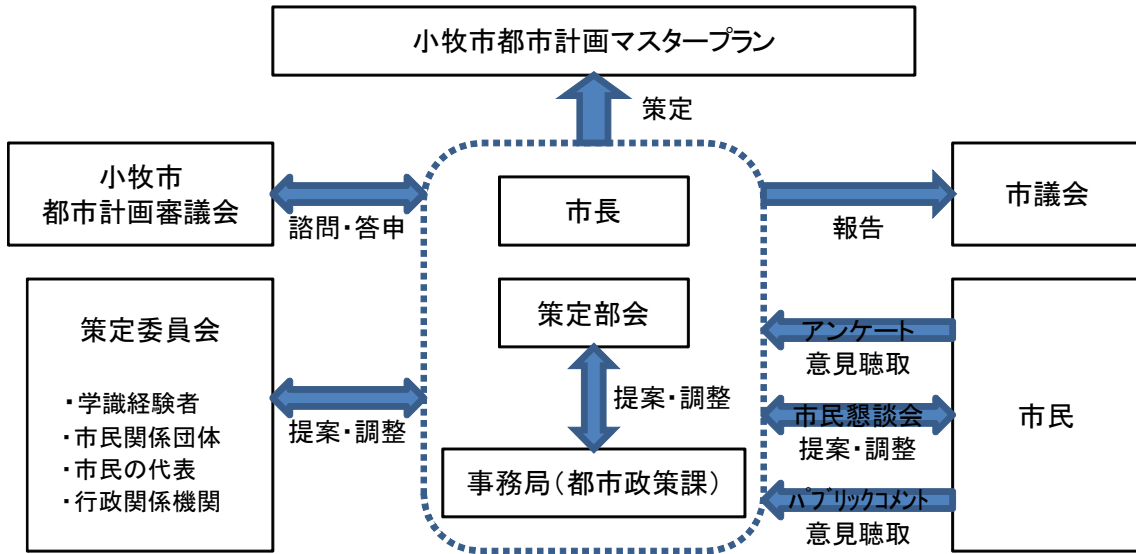
策定の各段階において進捗状況を報告し、意見交換を行います。

(5) 庁内での検討

(ア) 策定部会（課長職以下）

計画策定に関する調査・研究や、素案検討等を行います。

策定体制図



4. 策定スケジュール

| | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|---|---|
| 検討等 | <ul style="list-style-type: none"> 市民アンケート 現況把握、現行計画の評価、課題整理 全体構想の検討 | <ul style="list-style-type: none"> 市民懇談会 地域別構想の検討 計画案のとりまとめ パブリックコメント 計画公表 (H32.3) |
| 審議会等 | 都市計画審議会 (3回程度) 策定委員会 (3回程度) 策定部会 (3回程度) | 都市計画審議会 (3回程度) 策定委員会 (3回程度) 策定部会 (3回程度) |

